

令和5（2023）年4月16日

天海訴訟を支援する会

天海訴訟弁護団

天海訴訟 東京高裁判決逆転勝訴！ 千葉市の上告受理申し立てに対する抗議声明

平成26年、障害をもった状態で65歳を迎えた天海さん(千葉市在住)は、介護保険への移行を拒み、障害福祉サービスの支給申請を行いました。千葉市は、「介護保険の優先」(障害者総合支援法7条)を理由に、その申請を却下しました(本件処分)。

本件処分の効力を争い、本件処分の取消し等を求めた天海訴訟において、東京高等裁判所(控訴審裁判所)は、令和5年3月24日、天海さんの敗訴となった第1審判決を変更して、天海さん逆転勝訴の判決を言い渡しました。

この高裁判決は、「市町村は、域内の住民のための社会保障を担っており、社会保障制度を運用するについては、住民に不均衡が生じないよう配慮すべきであり、住民相互の不均衡をもたらす措置は避けることが求められる立場にある」として、市町村に住民相互の不均衡を避けるための裁量権を認めました。その上で、千葉市は、介護保険への移行に際し、非課税世帯でないのに利用料を負担しない者があるのに、天海さんのような非課税世帯の者には利用料自己負担が発生するという制度的不均衡を避けるために、天海さんが申請した障害福祉サービスの支給決定をすべきであったとして、本件処分を違法とし、ほぼ全面的に天海さんの請求を承認しました。

本判決ないし本裁判は、主に以下の3点において重要な意義があります。

1. 「住民相互の不均衡をもたらす措置を避ける」という限度ではありますが、介護保険移行時の障害福祉サービスの継続支給に係る裁量権を認め、域内住民の社会保障を担う市町村の責任を重視したこと

2. 国家賠償法1条1項の適用により、上記の責務を担う地方自治体職員のあり方・職務に係る姿勢が問われたこと

3. 私たちの運動の力で裁判所に声を届け、勝訴判決を勝ち取ったこと

しかし、4月7日、千葉市は、この判決を不服として最高裁に上告受理の申し立てを行いました。65歳等で介護保険対象となった障害者のみに介護保険への移行を強要し、それに応じないと障害福祉サービスを打ち切るという千葉市の対応は障害者差別に他なりません。また、これは浅田訴訟において岡山市が高裁判決を確定させたことと比べても、千葉市の住民に寄り添わない頑迷な姿勢を示したものであります。

私たちは、自らの過ちを認めず、反省もしない千葉市の対応に強く抗議し、千葉市が上告受理の申し立てを取り下げを要求します。そして勝訴確定のために全力を尽くします。